別紙様式５

見　積　書

令和　　年　　月　　日

(あて先）

　埼玉県知事　大野　元裕

　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　法人名

　　　　　　　　　　　　代表者職・氏名

業務名：令和８年度Instagram埼玉県公式アカウント運用サポート業務委託

**合計金額：　　　　　　　　　　　　円（税込）**

・積算基準は別紙１のとおり。

・積算内訳は別紙２のとおり。

別紙１

**「令和８年度Instagram埼玉県公式アカウント運用サポート業務委託」に係る業務委託積算基準**

第１　業務委託費の構成

業務委託費は、人件費、物件費及び諸経費の費目により構成する。なお、消費税相当額は、業務委託費に消費税法（昭和６３年法律第１０８号）及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）で定める税率を乗じて算出する。

第２　費目の内容

業務委託費の費目は、次による。

１　人件費は、業務に直接従事する者が当該業務を行うために必要な人件費とする。

２　物件費は、業務に直接従事する者が当該業務を行うために必要な物件費とし、次のとおりとする。

・仕様書に定める業務を実施する上で必要な消耗品等

・仕様書に定める業務を実施する上で必要な機材の損料等

・仕様書に定める業務を実施する上で必要な旅費

・前号以外の物件費

３　諸経費は、業務委託費から人件費及び物件費を除いた費用とする。

第３　業務委託費の積算

１　業務委託費の積算は、各費目（人件費、物件費及び諸経費）の和によって算出する。

２　業務委託費の各費目の積算は次による。

（１）人件費は、仕様書に基づいた数量等にこれと対応した単価を乗じて得た額

（２）物件費は、仕様書に基づいた第２の２の各号の費用を積み上げにより算出する。

３　積算の端数処理は次による。

（１）人件費及び物件費の和によって算出した額の１，０００円未満を切捨てる。

（２）諸経費の額の１，０００円未満を切捨てする。

別紙２

令和８年度Instagram埼玉県公式アカウント運用サポート業務委託

**積算内訳書**

人件費（Ａ）

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 計算式 |
| (1) |  |
| (2) |  |
| (3) |  |
| (4) |  |
| 計（Ａ） | 円 |

物件費（Ｂ）

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 計算式 |
| (1) |  |
| (2) |  |
| (3) |  |
| (4) |  |
| 計（Ｂ） | 円 |

諸経費（Ｃ）

|  |  |
| --- | --- |
| 【（（Ａ）＋（Ｂ）】×○○％ | 円 |

消費税（Ｄ）

|  |  |
| --- | --- |
| 【（Ａ）＋（Ｂ）＋（Ｃ）】×１０％ | 円 |

合計（Ｅ）

|  |  |
| --- | --- |
| 【（Ａ）＋（Ｂ）＋（Ｃ）＋（Ｄ）】 | 円 |